

総務文教常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年12月13日（火）午前9時57分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 植山 利博 君

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	花堂 誠 君	教育総務課長	本村 成明 君
保健体育課長	赤塚 孝平 君	生涯学習課長	西 潤一 君
牧園教育振興課長	阿久井 洋一 君	横川教育振興課長	東中道 誠 君
溝辺教育振興課長	宗像 健司 君	霧島教育振興課長	中馬 聡 君
福山教育振興課長	田實 一幸 君	保健体育課課長補佐	小牟禮 勉 君
生涯学習課課長補佐	今村 靖 君	生涯学習課主幹	石神 修 君
生涯学習課主幹	吉留 道幸 君	国体準備室長	野辺 貞孝 君
教育総務G長	林元 義文 君	教育政策G長	山口 清行 君
教育政策G	内村 光孝 君		

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第85号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第86号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第87号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第88号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第89号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第90号 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第91号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第92号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第95号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第99号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第113号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第117号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時57分」

○委員長（前島広紀君）

昨日に引き続き、ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日及び12月9日の本会議で当委員会に付託されました、議案残り12件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから審査に入りますが、消防局から発言の申し出がありましたのでこれを許可します。

○警防課長（喜聞浩志君）

昨日、岡村委員からありました御質問の横川方面隊拠点施設使用時の使用料免除について、敬老会を免除している根拠は何かについてお答えいたします。御質問の敬老会の使用料免除につきましては、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の第7条に、市長は特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができるとなっていることから、事務処理を行っている横川総合支所地域振興課において、合併以前より市及びの市の機関が使用する場合、又は、被災者が使用する場合、子供会使用する場合、親子会使用する場合、老人会使用する場合、婦人会使用する場合、体育育成等で使用する場合、PTA関係で使用する場合などを免除対象としておりました。敬老会につきましては、赤水拠点施設だけが使用しており、老人会のための行事という認識で免除しておりました。しかし、自治会が総会等で使用する際は自治会から使用料を徴取しており、自治会主催の老人会の使用料を免除することは矛盾が生じることから、今後は拠点施設の使用料免除申請書の提出時に適正に審査し、適切な事務処理を行います。

○委員長（前島広紀君）

岡村委員、よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

この件については、終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時14分」

「再 開 午前10時15分」

△ 議案第99号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第87号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第88号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第89号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第90号 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第92号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第117号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第85号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第86号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第91号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第95号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第113号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第の議案第99号、霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第113号、霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの12件について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

ただ今、委員長からございましたが、今日の議案の審査の順にはなっていませんが、議案の若いほうから一括して説明を申し上げます。今定例会に提案いたしました、議案第85号霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ほか11件の使用料改定に伴う条例改正案につきまして、一括して御説明いたします。議案は26ページ、新旧対照表は33ページを御覧ください。今回の改正につきましては、提案理由は、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため額の見直しを行うとともに、体育施設につきましては、来年度からの組織機構再編に伴い、教育委員会の権限を市長へ移行するための所要の改正しようとするものであります。議案第85号の公民館につきましては、面積ごとに4つの区分を設け、それぞれのランニングコスト、他市の類似施設料金、面積の大小による料金バランスを勘案し、改定しようとするものであります。次に、議案は31ページ、新旧対照表は38ページを御覧ください。議案第86号のいきいき国分交流センターにつきましては、体育館について市内のほかの体育館と同様に区分の一部を「専用使用」と改め、工作室等について使用料を改定しようとするものであります。次に、議案は33ページを御覧ください。議案第87号の市営体育施設につきましては、これまでの3区分を体育館の規模等を考慮して6区分に変更したほか、バレーコート1面の使用料を220円で統一しようとするものです。また、運動場についてもこれまで2区分としていたものを3区分に変更し、かつ、ソフトボール場1面を210円に統一しようとするものです。次に、議案は41ページ、新旧対照表は43ページを御覧ください。議案第88号の市営プールにつきましては、プール使用料は据え置くことといたしましたが、国分総合プール内に併設されている「ふれあい温泉センター」のみ、現行の110円を210円へ改定しようとするものです。これは、市内にある市営の温泉施設とのバランスを考慮したものでございます。次に、議案は43ページ、新旧対照表は45ページを御覧ください。議案第89号の国分児童体育館につきましては、先ほど申し上げました市内すべての体育館の共通した考え方により、220円に統一しようとするものです。次に、議案は45ページから51ページ、新旧対照表は47ページから51ページを御覧ください。議案第90号の牧園B&G海洋センター、議案第91号のサンあもり、議案第92号の福山町地区体育館につきましても、市内すべての体育館の共通した考え方により改定しようとするものです。次に、議案は54ページ、新旧対照表は52ページを御覧ください。議案第95号の隼人地区共同利用施設につきましては、公民館会議室の統一的な改定方針に合わせて、ホール、会議室の使用料を改定しようとするものです。次に、議案は59ページ、新旧対照表は54ページを御覧ください。議案第99号の福山中央地区多目的研修施設につきましては、公民館会議室及び本市のすべての体育館の共通の考え方に基づき使用料を改定しようとするものです。次に、議案は78ページ、新旧対照表は68ページを御覧ください。議案第113号の隼人農村環境改善センターにつきましては、会議室、ロビーの使用料を公民館の改定方針に沿って変更しようとするほか、多目的ホールの使用料について、コストに基づく単価が現行額を上回ったため改定しようとするものです。最後に、議案は85ページ、新旧対照表は70ページを御覧ください。議案第117号の春山緑地公園につきましては、ソフトボール1面を210円としようとするもののほか、全面使用についてグラウンドの広さを考慮し、野球場1面の2倍の料金設定をしようとするものです。以上、12施設の使用料改定にかかる条例改正案について概要を

御説明申し上げました。詳細につきましては、各議案ごとの審査の質疑応答で担当課長等がお答えいたします。よろしく御審議ください。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第99号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

福山中央地区の多目的施設の使用料の関係であります。研修棟の小会議室130円であったものを150円に値上げをする。これは一定の基準に基づいてこの金額が示されているというふうに思いますが、まずお尋ねしたいのは年間の使用状況、そして、この施設による年間収入状況をお示してください。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

研修棟の小会議室、大会議室については、現在、年間の利用はございません。体育館のほうで314件、4,758名の7万7,280円になっております。

○委員（宮内 博君）

研修室については、引き上げは提案をしているけれど、利用の実績はないということですね。それで、公的な会議とか、使用料減免規定の中に入る団体等の活用がほとんどだということで解釈ができるのかなというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

ここの研修棟の会議室につきましては、今ありましたとおり使用料を伴う利用も、そしてまた委員が今おっしゃいました使用料を伴わない利用につきましても、現在のところはない状況でございます。と申しますのが、福山下場地区につきましては市民サービスセンターのすぐ下のほうにも福山分館がございまして、会議をする場合にはそちらの利用もできることから、かつ、それぞれの下場地区の自治会単位で公民館が整備をされておりますので、現在のところ、この福山中央地区多目的研修棟については利用がないところでございます。

○委員（宮内 博君）

利用そのものがないということですね。であれば、何でこの引上げをする必要があるのかなということです。昨日も委員会審査やったんですが、ある施設について同じような紹介がなされた訳です。実際に現地を終わってから見てきたのですが、利用料を取れるような施設ではないと、そもそも利用料を払って使用できるような管理状態でもないこういうことも実際あるわけですね。それで先ほどの部長のほうから一定の面積要件とか、あるいは類似施設との均衡を図るといふようなことで、今回の改定をしたという提案でありましたけれど、実際にその利用料金を払って利用できるような管理状況になっていますか。

○教育総務課長（本村成明君）

旧福山小学校の校長室だったり保健室だったりした部分でございまして、建物としては比較的新しいということで、校舎を一体的に取り壊したときには、その部分の棟は取り壊さずに残して福山中央地区多目的研修棟として研修施設として残した経緯があります。ただ、その時点からそれが確か合併当時でございましたので10年以上は経過をしているわけですが、比較的管理状況は使おうと思えば使える状況であろうかと考えております。

○委員（宮内 博君）

定期的に清掃をなされて、そして維持管理もなされているということなんですかね。その回答というのは。実際に使うとなればそれなりの手を加えたりとかしないと利用料金をいただけないというような管理の状況ではないんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

例えば、シルバー人材センターを頼んで清掃委託をしておりますとか、そういう事実はございませんけれども、福山出張所の教育振興課の職員のほうで風通しをしたり等の作業は常々行っており

ますので、使える状況にはあろうかというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

体育館の関係ですけれど、先ほど314件4,758人が使用しているということでありましたけど、改正前は体育館の照明というふうに書いてありますよね。それで改正後は体育館というふうに書いてあるんですけど、ここの説明をちょっとお願いします。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

こちらの体育館につきましては、旧福山小跡地の体育館でありまして、ここの体育館が無くなると同時にその前は学校施設開放で照明代だけ取って利用していた状況でございました。それを引き継ぎまして、この条例で照明料だけ取っておりましたが、今回の見直しで10年たったということでもうほかの体育館との整合性も図ろうということで、今回は体育館の使用料も取って、照明は別途80円いただくという形で、ほかの福山町の体育館に合わせたということになります。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、今回の改定によって従前は体育館の照明料という形で取っていたけれど今回使用料を取るようにして、ほかにその照明を使うときは80円追加すると、210円だったのが照明を使えば300円になるということですよ。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

中央地区多目的体育館、研修棟は旧福山小学校の学校跡地ということで理解していいですか。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

そこについては、築年数は何年になるわけですか。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

現在、残っておりますのが校長室、保健室などの棟だけ残っておりまして、旧校舎は取り壊しているところでございます。この校長室等ができた年度は現在、把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

あそこについては、急傾斜地にはならないんですか。耐震等については確認しているのか。

○教育総務課長（本村成明君）

後ろが崖になっておりますので、正式な名称は分かりませんが、防災対策の必要な箇所にはなっていると思います。耐震診断につきましては、耐震診断をしなければならない要件になっておりませんでしたので、今のところは実施をしておりません。

○委員（新橋 実君）

してないということは56年以降に建てられた建物だと思うんですけど、そうした場合に地域の避難施設として利用できるかと理解していいですか。

○教育総務課長（本村成明君）

実際に一次指定避難所、二次指定避難所がございますけれども、あの建物は現在のところ避難所には指定はされておりません。ちなみに昨年度福山の下場地区が災害に備えて避難をする場所としましては、今の福山小学校と福山中学校の体育館に避難をしていただく想定をしております。

○委員（新橋 実君）

以前、地域の方からあそこを避難所として利用できないかというような相談が私のほうにはあったんですけども、現在のところではそういった話は全然されていないと、やっぱり地域によっては場所の長さが長い訳ですよ。今の学校までは遠い所もあるわけです。そういったことでそういう話はしたことはないのですか。

○教育総務課長（本村成明君）

今の答弁の修正をさせていただきます。中央地区多目的体育館は教育関係施設避難所のスポーツレクリエーション施設として1次避難所に指定をされておりました。

○委員（岡村一二三君）

先ほどの説明で使用実績は全くありませんという説明もあったようなんですが、その後、風を入れるなど、色々していますよという話もありました。お金をもらって使用料を取る以上は、使用申し出があると、ちゃんと掃除をして快適な会議等ができるようにするのがお金の対価だろうと思うんですよ。逆に一方から言うとお金は無料ですよと言うのなら使用者もいらっしゃるでしょうが、この辺のアンバランスを感じるのですが、一般の家でもそうじゃないですか、長年使っていないところは、ほこりがたくさんたまって、掃除を1時間2時間してもきれいにならないという実態も想定できるんですが、あえてここで見直して使用料をもらうようにという考え方とマッチしないと思うんですが、その辺の議論はされていらっしゃらないんですか。

○教育部長（花堂 誠君）

ただいまのご指摘は、もっともだと思います。基本的に今御指摘がありましたように公の施設というのは条例が定めている限り利用申し込みがあったら、すぐその内容に応じて許可、使用させるということになりますので、随時のそういった申し込みに対してはいつでも、完璧な環境で利用いただけるような整備をしておかなければならないと思っております。しかしながら、今話題に上っております施設を始め、今、公共施設マネジメント計画で、今後どういった利用が一番ふさわしいのか、廃止いわゆる解体も視野に入れて、今、検討しているところでございまして、まだ、この多目的施設につきましても結論が出ていないところでございまして、したがって、公の施設という条例上の定めがある以上、今、御指摘がありました点も考慮して申し込みがあった際は環境を整えたと随時の対応をさせていただきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

合併から11年目に入るわけですけど、この施設は小会議室、大会議室ですね。合併してから1回も利用料を払って利用をしていただいた実績がないということなので理解していいですかね。

○教育総務課長（本村成明君）

はい、そのでございます。

○委員（宮内 博君）

それで先ほどのこととも関連をするんですけど、こういう利用実績がない場合の今回の改定ですよ、そのときに現実はこちらだということを利用してそのものを徴収をしないという議論はなかったのですか。

○教育総務課長（本村成明君）

先ほど部長から答弁がありました、実は今の福山下場地区につきましては、市民サービスセンター、それから先ほど申し上げました、その下の福山公民館分館、旧福山小学校跡の建物あるいは、今、休園になっております福山幼稚園の建物ですね。その辺も含めました一体的な公共施設管理計画に沿った見直しの議論をいたしております。そこが早く結論が出ていけば今回の使用料改定にもその辺の結論を反映させることができたんですが、まだ途中でございましたので現段階では今、設置管理条例がある以上は、使用料の改定をほかの施設と同じようにしたところでございまして、今、申し上げましたように、そういう福山下場地区一帯の公共施設の在り方については議論をいたしておる途中だということなので御理解いただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第87号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

使用料の改定の関係でありますけれど、例えば、アマチュアスポーツに関する使用の場合、国分体育館の場合は560円、時間当たりの基本使用料を880円ということで57%の引き上げとなっているわけですね。文化的な催し物についても57%の引き上げというようなことであります。1.5倍を超

える使用料金の引き上げということになるわけですが、この条例の中にある施設の年間の利用状況として利用料の収入と今回の改定による負担増の金額をどのように試算をされているかお示しただけませんか。

○保健体育課長（赤塚孝平君）

すいません。データが混在しておりますのでお時間をください。

○委員長（前島広紀君）

よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

質疑を続けます。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

それでは国分体育館を申し上げますが、平成27年度実績で7万1,800人、今回、同様の利用実績があつて試算をいたしますと42万4,555円の収入増になります。続きまして溝辺の体育館でございます。3万1,560人の利用です。同じく収入増につきましては、24万7,897円の増です。続きまして横川の体育館です。3万4,312人、同じく24万381円、牧園のみやまの森運動公園の体育館です。3万9,688人、27万9,954円、最後に福山の体育館でございます。1万115人、4万3,155円というふうに試算をしているところです。隼人の体育館が漏れておりました。7万1,299人、同じく34万6,139円でございます。

○委員（宮内 博君）

全体を見ると施設等の負担増というのは2割ぐらいで設定をしているわけですが、この体育館については、先ほど申し上げましたように57%の引上げとなっているわけですね。この料金を決める背景になった議論の中で先ほどおっしゃった部長のほうからの口述でありました、受益者負担の適正化と類似施設との料金の調整ということでもありますけれど、利用者にとっては大きな引上げ額だろうと思うんですけれど、体育活動等のスポーツ振興の上からどんな議論があつたのかを少し御紹介いただけませんか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

三つの区分の体育館の利用状況とかそういった背景で三つの区分にしておりましたが、利用する方々からやはり体育館の中にバレーコートが1面、2面、3面、4面という種類の形態の体育館がそれぞれ散在しています。それを三つの区分にしていたという経緯がございます。しかし、今回そういった面積だとかバレーの利用形態とか、そういったところで220円という単価を導き出して今回はした訳なんですけれども、例えば、国分体育館はバレーコート4面でございます。隼人の体育館はバレーコート3面で1面少ない状況でございましたが、これまでは560円というような料金をいただいておりますので、そういった点から考えますと現状に即した料金の設定になっているのではないかと考えております。そしてまた、150%ぐらいの値上げというようなお話ですけれども、やはりコスト計算からこういった数字が出てきたわけなんですけど、ほかの市町村、類似の団体の料金を見ますと、平均的には232円という数字を導きだしました。これは私どもが今までの料金からすると少し全体の平均というのは230円ということですので、周りは少し高かったのかなということから、バレーコート1面当たり、霧島市今回220円ということで、これを踏まえまして今回の料金設定をさせていただいたところでございます。

○委員（新橋 実君）

庭球場というのがありますよね、庭球場は隼人と溝辺と横川にあるんですけど、国分も体育館の前に庭球場があると思いますが、ここに入っていないんですがどうなっていますか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

同じスポーツ施設は一体的に保健体育課が管理をしておりますが、都市公園条例の中にある庭球場と今回の体育施設設置管理条例の中にある庭球場とございますので、二つの条例で昨日審査がご

ございました。そして、あそこはやはり利用する立場からすると1面当たり都市公園条例であろうが体育施設条例であろうが同じということですので、そこは料金を統一させていただいて条例が二つに分かれているというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第88号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

料金改定の部分は、プールに隣接する温泉の利用料金の改定ということでありまして。従来の110円を今回210円に1.9倍にしようということなんですけど、ここの利用は特に高齢者の方たちが利用しやすいような施設として整備をしていると理解をしているんですけど、年間の利用者数と大体の利用者の年代がどうなっているかということが分かれば御紹介いただけませんか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

平成27年度実績で申し上げますが、ふれあい温泉の利用者は1万7,558人でございます。今回は大きな値上げになるわけなんですけれども、それにより増加される見込額というのは147万6,243円ぐらいになりそうです。年齢区分で申し上げますと、まず、プールの設置管理条例の中に65歳以上という条件が付されておりますことから、やはり年齢の高い方々の利用だけでございまして、その5歳刻みであるとか、あるいは10歳刻みで統計的に取ったということではございませんので、そこは説明できないんですけど、そういった高齢者の方々が中心に利用されている施設でございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの部長口述では他の施設との均衡を図ったということが主な理由になっていきますけど、その65歳以上の方たちが主に利用をするという施設という状況から考えると、福祉政策の一環だというふうに考えるわけなんですけど、そこら辺の議論はどういう議論があったのかお示しをください。

○教育部長（花堂 誠君）

国分総合ふれあい温泉センター条例で65歳以上というふうに対象を限定しておりますが、類似の施設は国分総合福祉センターにも沸かし湯ですが入浴施設がございます。ここの比較といいますか、料金的なものも議論をいたしたところでございます。しかしながら、コスト計算等をした上での値上げ幅というもので、やはりしなければ適正な価格ということではなければならないと最終的には判断したところでございます。ただ、いろんなほかの民間の温泉施設も比較しまして、高齢者の福祉のためとはいえ、やはり210円というのはちょっと低すぎるのではないかというような議論もされたところでございまして、主務課としては保健福祉部、それから教育部といたしましても高齢者福祉という意味合いもあるので、据え置く案もあるんじゃないかということで議論をしたところでございますが、申し上げましたとおりコスト計算を行い、民間との比較もして今回は210円に値上げということの判断になりました。

○委員（新橋 実君）

ここの温泉は温泉だけでしたかね。温泉の温度だけで十分対応できていたのですでしたかね。ボイラーとかは使っていなかったですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

温泉がそのまま掛け流しでございます。一旦、プールの横のほうに大きなタンクがございまして、そちらのほうにためてプールの方とそれからふれあい温泉のほうと分けて利用しています。ただし、カランやシャワーは市の水道を使ったボイラーでやっている。湯船に入る温泉は100%温泉ということで後は少し冷ましながら使っているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

温泉の温度は何度ぐらいになりますか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

まず、出口のところで、43度ぐらいの温泉が出ます。それは泉源からはもう少し高いと思いますけど、御存じの1.5km先から持ってきているもんですから、その間、大分冷めると。それから、プール

のほうに一旦、溜めますのでそういったところでちょうど入る時が43度、それから溜まって42℃、41℃、高齢者が多いということで少し熱い方がいいということで、それぐらいの温度はキープされているという状況です。

○委員（新橋 実君）

これまで、温泉が故障したとかいうことはなかったですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

ございました。ポンプがおかしくなったことがございました。それから、それは修繕で素早く対応ができて、営業停止にするまではないというような状況でございました。それからプールのほうに大量に温泉を入るときに一時的に湯船が溜まらないということがありましたが、そういったことで営業を自粛とかそういうことはございませんでした。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第89号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第89号は、児童体育館の関係でありますけれど、今回、体育館の使用料を15.8%、引き上げると約190円を220円に改定をするということでありまして、ここも同じように年間の利用実績と収入ですね、それから児童体育館ということでありまして利用している方たちの年齢区分等が分かればお示しをください。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

国分児童体育館の年間利用者数は、1万7,093人、年間収入が45万103円でございます。これにつきましては、6万1,413円の収入増の見込みになるようです。それから名称は確かに児童体育館でございますが、子供たちが学校に行っている時間帯は主婦の方々やら、あるいは地域の方々がミニバレー、バドミントンそういった利用がされているというのが主でございます。それから3時半以降の夕方になりますと、剣道、空手そういったスポーツ少年団の子供たちが利用するというような利用状況でございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第90号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

B&Gの海洋センターでありますけれど、ここのこの使用料の引き上げは大変、大きいです。今回の改定の中で一番、引上げ率が高いのではないかと。2.3倍という状況になっているわけでありまして、アマチュアスポーツに関する方たちが使用する場合の一般料金で190円を440円と、それから児童生徒の場合も100円が220円と、かなり大幅な引上げなんですけれど、まず、ここの利用実態から利用収入、そして今回の引き上げによる負担増についてお示しをいただけますか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

まず、体育館でございます。7,070人でございます。年間収入が33万2,047円ですが、今回引き上げることによって5万2,463円増となるように試算をしております。

○委員（宮内 博君）

7,072人、これは平成27年度ということで理解していいですかね。

〔「はい」と言う声あり〕

それで、ほかのところのこの引上げの部分もこれは一人当たりの、例えばバドミントンは一人当たりが1時間20円を一面120円にしたとかですね。一概に比較はできないんですけど、文化的な催し物等についても2.37倍ということで大変この引上げ額が多い訳ですけども、ただ、その収入に占める今回の負担増からしますと、負担増5万2,463円ということでありまして、単純に1.5倍にはなっていないですね。そのことをちょっと説明してもらえませんか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

調べます。少しお時間を頂けないでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前11時1分」

○国体準備室長（野辺貞孝君）

B & Gの料金の改定について御説明いたします。今先ほどから話があります、料金的には190円が440円という形でバレーボール1面とあるんですけれども、今までが1部使用ということで一人20円もらっておりました。9人制バレーの場合9人どうして18人、360円もらっていた分が220円になるという形で、今までの一部使用の部分が一人当たりの部分から1面当たりの単価ということになったので、そこまで上がりが少ないということになると思います。

○委員（宮内 博君）

その収入の増額が5万円にとどまるというのは分かりましたけど、先ほども58%値上げがあるということで体育施設でありましたけど、今回は230%というはるかに大きな負担増になっているんですけれど、年間の利用者数は7,070人の利用ということでありますけど、今回このような改定をすることによって人数は増えるようなことでの試算になるんですかね。平成27年度のこの実績を基に試算をしているということでもありますから、一応、平年並みの利用があるだろうという形での計算をしたという理解でよろしいですかね。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

今回の料金改定がどの程度、影響を及ぼす収入増になるか、あるいは指定管理者との関係も出てきますので、平成27年度実績の利用ベースに基づいて一応試算をしたというのが、先ほどの5万幾らという数字でございます。確かにこれは料金改定をいたしますとそれを見て多かたり、少なかたり利用者はその年によって上下するのは、これは常だと思えます。また、天候にも左右されるなど。そういったことで、平成29年度以降これが実施された場合に、どの程度上下するかは分からないところではございますけれども、平成22年に料金改定の1回目をしました。そして、また、平成26年に5%から8%に消費税が上がったというときに料金改定の2度目をしました。今回3度目でございますが、いずれの段階を経ても指定管理者制度を導入している施設については、まだまだ右肩上がりの利用状況の数字を保健体育課としては捉えておりますので健康づくりの趣向というのは、ますますこれからも高まってくることを考えますと、7,070人が減る方向ではなくて私どもとしては料金が上がっても増える方向で健康づくりをされる方々は増えるんだろうなというふうに考えているところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第92号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

福山地区体育館の関係でありますけれど、190円の利用料が220円に上がるということであります。ここも同じように年間の利用者数と利用収入、そして負担増をお示してください。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

比曽木野地区体育館は利用者数が平成27年度で0人の使用料0円、福沢体育館は利用者が811人、使用料0円、福地地区体育館は利用者数が688人、使用料0円、大廻地区体育館は利用者数が301人、使用料が1万1,830円、佳例川地区体育館は利用者数が1,695人、使用料が0円でございます。使用料が0円となっておりますのは、規則の減免規定の中で福山地区に居住する住民が使用する際には使用料減免とする条項がございまして、ほとんどが小学校跡地に建てられた体育館でございますので地域の方々の利用によるもので増減も今後は考えておりません。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

比曽木野地区体育館については、利用者数が0人と答えましたが本年度は運動会で地区体育館を利用されました利用実績がございました。

○副委員（平原志保君）

比曾木野の場合は、運動会以外は使わないということによろしいですか。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

利用日誌によりますと利用の確認はできておりません。

○委員（宮内 博君）

それぞれの施設が小学校跡の残された体育館とかですねそういうものかということですが、今ありました比曾木野の小学校跡地の体育館は、まだ利用できる状況っていうのはあるかというふうに思うんですけども、利用促進のための取組等はあるんですかね。先ほど平成 28 年は運動会実施をしたということでの報告ができるということでありまして、それは継続的に利用を促す取組を進めてそういうことになったのかですね、自然発生的になったのかですね、その辺をちょっとせつかくある施設ですので利用実績は全くないということでは施設そのものの存在というのが問われるということになります。先ほどマネジメントの見直しということなどもありましたけど、この施設もそういう対象になるという可能性もあるわけでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

この一連の福山地区のいわゆる地区の公民館と言われるものは、もともと今ありましたとおり小学校の旧体育館それと、その隣接している公民館、コミュニティー施設的なものとセットで条例に規定されているものでございまして、実質的には公の施設ということではありますが、その地区に限定した使用に留まっているということでございます。したがって、特にその利用についての周知を図るというようなことはしておりませんが、公共施設マネジメント計画の中でも実態としては地区の施設ということになっておりますので、公の施設にそぐわないという議論もございまして、現在、できれば地域のほうで管理いただけないか、そういった方向も併せて検討しているところでございます。ただ、維持管理の費用と財源の課題もございまして、今のところはいろんな方向から内部におきまして検討をしている状況でございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第117号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

春山緑地公園の使用料の改定でありますけれど、この施設についても利用実績と収入実績そして負担増の予測をお示してください。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

平成 27 年度の実績でございますが 2 万 5,272 人、利用料金につきましては 7 万 5,665 円の実績がございました。今回の使用料改定によりまして 3 万 7,519 円の増という試算でございます。

○委員（新橋 実君）

ここは、ソフトボールがほとんどだと思うんですが、利用者というのはどういった団体とかが利用されるのでしょうか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

春山緑地公園につきましては、野球それからソフトボールこれが今ほとんどでございます。当然、スポーツ少年団であるとか、あるいは各地区の大会ですね。大会の誘致とか前、県大会を誘致したこともございます。そういったような利用でございます。多目的で造られておりますので、ほかに高齢者の方々のグラウンドゴルフであるとか十分取れるんですが近隣にあるということから、まだ春山の利用でそういった実績は今のところはないという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

県の大会を誘致したりした場合は、利用料は取らずに減免でということですよ。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

減免規定に基づいておりますので免除、あるいは 2 分の 1 をお支払いいただくとかそういうような料金でそれぞれ対応しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

場所が非常に遠いというようなこともあって、スポーツ少年団がどれぐらい借りるかということもありますが、その辺をもっと利用をなんとか。利用者のほとんどがそういった大会だと思うんですよ。もうちょっと利用が促進できるように方法とかは考えてらっしゃるのですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

やはり、こういった野球とかソフトボールができる施設というのは市内でも限られております。そしてまた、利用する団体については、やっぱり集まりやすい所を選ばれたりするという傾向は確かにございます。海浜公園でありますとか、あるいは国分体育館の周辺でありますとか。しかし当然、先に抑えられていて使えない状況もございますので、こういった春山大地にいいところがありますよと、当然、お父さんお母さん方の車で行かれるでしょうから、どうぞご利用くださいというのは指定管理者の窓口であるとか、もちろん保健体育課で競技をやる時の後援であるとかそういったときも御説明をするんですけれども、そういった意味での促進というのをアナウンスしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今日も新聞に書いてありましたよね。県の小学生のソフトボール大会が開催されるみたいですけど、ちょっと中身までは確認しなかったのですが、前も霧島市でもあったと思うんですけど、あそこで全部するというのは難しいと思うんですけども、やはり招致に力を入れていただいて今いろんな形で、弁当にしても飲み物などにしてもなかなかそういったところもないですね。やはり、そういったことも必要かと思っておりますので、今後も研究していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第85号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第85号は、それぞれの地区ごとの公民館の使用料の改定になります。それぞれの公民館ごとに利用実績と利用収入と負担増をご紹介します。

○生涯学習課長（西 潤一君）

利用実績についてお答えさせていただきます。国分公民館でございます。平成27年度が6万1,380名で127万8,305円、溝辺公民館は2万3,401名、112万7,803円、横川公民館は6,873名、7万9,500円、霧島公民館は8,243名、25万5,400円、隼人公民館1万997名、5万2,240円、福山公民館は1,505名、1万8,950円、福山公民館分館は75名、440円、溝辺の崎森地区公民館は975名、使用料は0円でございます。牧園の万膳地区公民館は2,134名、6万4,510円、中津川地区公民館は1,810名、8万7,750円、持松地区公民館は917名、1万1,950円、高千穂地区公民館6,052名、22万2,510円、三体地区公民館は2,122名、13万8,810円、田口地区公民館1,074名、1万2,320円、永水地区公民館は1,759名、14万8,830円、小浜地区公民館3,049名、8万8,460円、小野地区公民館1万684名、20万2,130円、富隈地区公民館は7,446名、34万6,350円、宮内地区公民館2万1,434名、68万2,350円、姫城地区公民館1万3,842名、27万1,780円、日当山地区公民館1万1,646名、55万5,490円、松永地区公民館は4,200名、10万20円、中福良地区公民館857名、680円、小廻地区公民館は2,555名、使用料0円でございます。大廻地区公民館463名、こちらも0円でございます。西牧之原地区公民館は2,408名、使用料0円でございます。東牧之原地区公民館は2,532名、使用料0円でございます。下牧之原地区公民館2,003名、使用料0円でございます。福地地区公民館は271名、使用料0円でございます。福沢地区公民館353名、使用料0円でございます。佳例川地区公民館は858名、使用料0円でございます。比曾木野地区公民館は85名、使用料0円でございます。公民館につきましては以上でございますが、併設しているスポーツ施設につきまして、国分公民館のスポーツ施設が1万9,490名に対して32万7,040円でございます。同じく隼人の富隈地区公民館に併設されているスポーツ施設は1万3,987名、22万1,630円でございます。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

増額になる部分について、公民館ごとではなく7地区ごとに御説明します。まず、国分地区ですが7万1,000円の増、溝辺地区が3万4,000円の増、横川地区については増減0円、牧園地区が2万4,000円の増、霧島地区が4万7,000円の増、隼人地区が18万3,000円の増、福山地区が2万6,000円の増です。

○委員（宮内 博君）

ありがとうございました。国分公民館の関係でお尋ねをしたいんですけども、改正前の体育館の基本使用料が260円ということであるんですけど、今回まあ記載がない訳ですね。そこをちょっと説明してもらえませんか。

○生涯学習課長（西 潤一君）

国分公民館の体育館につきましては、ほかの施設と同等にバレーボールコート1面当たり220円ということで改定をさせていただこうとしているものでございます。260円が220円になるということで、失礼しました。新旧対照表の37ページでございます。表中にスポーツ施設ということで掲載されているところでございます。

○委員（宮内 博君）

記載欄を別枠で設けたということですね。

○生涯学習課長（西 潤一君）

公民館施設の一部でございますので、そのようにしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

それと、全体をさっと見てみますとですね、値下げをしている部分も幾つかあるんですよ。それで今紹介があったいわゆる福山地区については、すべての施設で収入が0円ということでの報告なんですけれど、例えば、その横川の公民館であります、ここは従来520円の施設使用料を取っていたものを440円に引き下げをしていると。一方では隼人公民館でありますけれど従来、小会議室80円の使用料を150円に87.5%の引上げをやっていると、霧島公民館では大会議室220円であったものを350円に59%に引上げをしているというようなことであるんですけど、その辺の経過を少し説明してもらえませんか。決定に至る経過。

○生涯学習課長（西 潤一君）

施設ごとに個々に見ていきますと確かに委員がおっしゃるとおりでございますけれども、まず、基準を設けました。会議室や和室等につきましては、面積によって60㎡までを150円、61㎡から120㎡までを200円、121㎡から180㎡までを250円、180㎡以上を350円としたところでございます。それによりまして従来の料金から増減が出てきたというところでございます。

○委員（宮内 博君）

福山の分については、地域内の使用にとどまっている、減免規定の中にある部分をすべてまた対象にするようなことになっていて、収入としては全然入らないということで理解していいんですか。いわゆる減免の対象以外の利用はないという理解でいいわけでしょうか。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

福山地区には福山公民館と福山公民館分館という拠点公民館とあとそのほかに地域の拠点公民館という形で地域に密着した形の公民館が2種類ございます。拠点公民館のほうは使用料を徴収しておりまして、地域にある公民館については体育館と同様に地域の方々だけの利用がほとんどです。使用料は徴収していないところでございます。

○委員（宮内 博君）

実態がそういう状況であるということでありまして、これはもう合併してからずっと利用料の収入がこの期間ないということで理解していいんですか。

○福山教育振興課長（田實一幸君）

平成26年度でございますが、東牧之原地区公民館を地区外の方が利用されまして、5,560円の収

入がございました。それ以外はございませんでした。

○委員（新橋 実君）

福山地区で2万6,000円増えるとか言われましたよね。そこを確認したいのですが。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

福山地区の公民館で言いますと収入はないところでありますが、福山公民館におきましては利用がありますので、そこを利用される部屋の値上げに対しての増額が26,000円というような予想を立てております。

○委員（新橋 実君）

対照表の37ページですけど、ホワイエの照明料とはなんですか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

ホワイエというのは簡単に申しますとフランス語で、ロビーというのは英語なんですけども、どちらも同じ待ち合う、集う場所ということでございます。それで単に類似の施設合わせて上がったということでございます。

○委員（新橋 実君）

ここで、33ページを見ますとロビーの使用料が190円になっているわけですよ。そこに照明を使うと80円プラスになるわけですけど、この照明料というのは、この照明というのは変ったものを使っているのですか。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

現状をいいますと、みそめ館のホワイエというのは大ホールの前のロビー部分、ここがホワイエと言っているんですけど、太極拳とかダンス、フラダンスとか公民館の自主講座的なのに使われていますけど、その電気の使用料というのは実際ではなくて160円、今度190円に上がりますけど、この時間単価で算出している状況でございます。

○委員（新橋 実君）

確認しますけど190円の中にこのロビーの照明料も入っていると理解していいですか。夜間使う場合も含めて。

○溝辺教育振興課長（宗像健司君）

現状を考えますとそういう形で理解していただければいいかと思えます。

○委員（新橋 実君）

地域によっては、エアコンが設置されていたり、エアコンにお金を入れてというものもあるが、その辺の使用料というのはどのように管理されているのか、料金に含んでいるのかの辺はどういうふうな形になっているのか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

条例公民館の中で空調設備の使用料というのはいただいておりますので、その部屋の使用料に含まれていると解釈していただければよろしいと思えます。

○委員（新橋 実君）

ということは、条例公民館にはエアコンの設備は全て付いているということで理解していいですか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

おっしゃるとおりであります。失礼しました。福山が合併後に条例公民館として位置づけられましたので、それ以前は地区で設置された公民館でございましたので、付いていないところもございます。

○委員（新橋 実君）

福山については、地域で使っているということで0円になっているのですが、今後はそういったところについて、エアコンの取り付けについてはどのように考えているのですか。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほど、福山地区の体育館のところでも申し上げましたけれども、利用実態としてどうしても条例公民館でありながら各地区の公民館のコミュニティー施設、館として利用されているのが実態でございます。したがって、現在、公共施設マネジメントの中でも、地元で管理をしていただきたいということで、内部では検討しているんですけども、維持管理等の費用の問題もありまして、まだ結論は出ていないところです。そういったこともありますので、今後先ほどありましたが、旧市町ごとの大きな単位のいわゆる拠点公民館、そういったものは公でやはり維持管理をしていってエアコン等も付けていくということになるでしょうけれども、やはり、各地区の実質的な公民館については主として、すべての公民館に空調施設を整えるということは考えていないところです。

○委員（新橋 実君）

共生協働推進課のほうで6割補助とかありますよね。そういったのを利用して。ここで答えられるかというのはありますけど、可能なんですかね。どう思われますか。

○教育部長（花堂 誠君）

申し訳ありませんが教育部の所管としては、現在条例公民館としての位置付けでございますので、その後ということについては、やはり条例の決定がなされていない限りここでお答えするわけにはいかないと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほどはですね、今回の利用料金の改定による負担増については、それぞれ地区ごとに示していただいたわけですけど、ざっと計算をしました。38万5,000円ぐらいなのかなというふうに思いましたが、実際にこの今回の85号の関係で利用されているこの市民の方たちの利用人数のトータルというのが分かりますか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

平成27年度利用人数の合計ですけれども、24万6,799人です。

○委員（宮内 博君）

24万6,799人ということで、霧島市の人口の2倍近い方たちが利用しているということになるわけですね。先ほどもあったように、まさに健康づくりのための学習の場であったり、あるいはレクリエーションの場であったり、教養を高める場ではないのかなと思います。そういう意味では大変、大事な役割を担っている施設だというふうに思うんですけど、ほかのところにも共通して言えることでもありますけど、これを利用することによって利益を得るというようなものではないわけですね。どちらかと言うと健康づくり等に役立つという話になるんですけど。これを議論したのを恐らく私どもの議会では、この決算委員会で議論をして、その後でどういう改定をしていくのかということがあったのではないのかなと思うんですけど、実際その今回の改定による負担は38万5,000円ぐらいということになるんですけど、財政がこの厳しいというのが今回の料金改定の根拠といいますか、そういうものにされたら消費税についてはその引き上げがあっても公の機関が導入する義務がないと、地方税法第60条の中にそれが明記をされているという議論もあったわけですね。それでお尋ねしたいのは霧島市のこの市民生活に活用できる基金は平成27年の決算で160億円を超えていくわけですね。当初予算では88億円ということで1.8倍も基金を貯め込んでいるということが一方ではあるわけですね。そういう中で今回、改定がなされているんですけど、その辺の財政的な議論というのは、市民が理解できるような議論が執行部の中であったんですか。そのことをちょっと部長のほうにお聞きします。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の使用料の改正につきましては、冒頭でも申し上げましたが3年に一回の見直しという財政計画にも基づいたものでございます。そういった中でコストの計算を現状に合わせてもう一回直しして、それに見合った負担を頂いているのかということが原点でございます。そういったことから、いわゆる今、御指摘のあった、財政経営健全化計画に基づく基金の保有状況が非常に多額になっているということもございますけれども、施設の利用ということについては繰り返しになりますが、公

平・公正な負担ということで、コスト計算をし直した上でのものがございます。したがって、その基金につきましては、その他、やはり政策的な財源不足に陥るようなもの、そういったものが基本であると思います。そういった議論も経た上での今回の使用料改定でございますので、そこは指定管理者とも連携をとって、御決定いただきましたならば、まずは利用者の方々に分かりやすい周知、お願い等をしていかなければならないと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

基金の議論をする中でも、本会議でも私どもの市議団の前川原議員が財政問題についても質問をしたのですが、現在の市民の皆さんにどう還元をしていくのかと、いわゆる蓄えることを否定するわけではないけれどもという前提ですけれど、そういう議論もあって委員長報告の中でも委員長がこの付け加える点として、まちづくりの関係での提言でありましたけれど、そういう提言をしているわけですね。その辺の議論がもっとあってもいいのではないのかなというふうに思いましたけれども、コストに見合うだけの負担をどうするのかとこの議論が主だったということでもありますけれど、現実にはその市民生活から見ると年金等の引き下げなどがあって厳しくなっているのと同時に消費税が転嫁をされたときには、それに見合う改定を一回やっているわけですね。もう少しその辺の議論があったのかなというふうに思ったんですけれども。財政問題については今のような状況下でそれ以上報告できることはないということなんでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

御存じのとおり、いわゆる一般財源につきましては地方税それから普通交付税。普通交付税につきましては合併特例の終わりということもありまして、だんだん少なくなっていくのはもう明らかでございます。地方につきましても長引く、こういう経済的な環境の中で法人地方税等なかなか伸び悩んでいるところでございます。そういったことから一般財源については、確実に減っていく見込みがなされておりまして、それに代えてといいますか特定財源、いわゆる我々が負担をいただいている施設等に対して公平・公正なコスト計算をした上での料金の設定というものは、やはり確保していかなければならない。特定財源を確保しつつ一般財源についても、十分将来計画を整えていかなければならないと考えます。例えば、大きな災害等あった場合のその国庫補助の対象にならないものの一般財源の対応といろいろございますので、そういった意味ではやはり一般財源の補完的な意味でもいわゆる基金というものは、ある程度を保持しておいたほうがいいのではないかと、そういったことの議論を経た上での今回の利用料改正でございますので、どうか委員の皆さまそれから住民の皆様にも御理解いただきたいと思っておりますのでございます。

○委員長（前島広紀君）

宮内委員、総論的な話になってきていると思いますので、今回はこの85号に関する各論について議論していただきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第86号について、質疑はありませんか。

○副委員長（平原志保君）

いきいき交流センターのほうでは回数券があるみたいなんですけれども、この回数券というのは何の部分に使うものになるんでしょうか。

○生涯学習課長（西 潤一君）

新旧対照表どおり38ページということで、理解しているところでございますけれども、これにつきましてはトレーニングルームについての回数券ということでございますので、トレーニングルームに入るときだけに有効な券でございます。

○委員（宮内 博君）

いきいき交流センターについても、利用実績と今回の負担増ですね、そこをお示してください。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

いきいき国分交流センターの利用実績ですけれども、利用者の総数は平成27年度で10万6,941

人でございます。利用の増減は 56 万 5,000 円の増を見込んでおります。全体の収入合計が 1,406 万 140 円でございます。

○委員（池田 守君）

今の 1,406 万というのは結構大きいのですが宿泊も含んでですか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

内容を申し上げますと今おっしゃられた宿泊も含めまして、トレーニングルームですとかプールですとか、そういったもの自主事業も含めたすべての収入合計でございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第91号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

サン・あもりの関係の議案でありますけれども、同じように利用人数と収入と今回の改定による負担増、そのところをお願いします。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

サン・あもりの平成27年度の利用者数ですが、全部で 7 万 8,470 人です。収入額、これが 520 万 6,770 円です。サン・あもりにつきましては、減額のほうの利用改定になっておりますので、9 万 5,000 円ほどの減額を見込んでおります。以上です。

○委員（宮内 博君）

値下げの提案が目立つわけですがけれども、ちょっとお尋ねをしますけれども、改定前の専用施設 1 面 1 時間につき 260 円ということになっておりまして、改正後では一般が 220 円、児童生徒で 110 円と、これは一人につきということになっているわけですが、この改定前の区分では、児童生徒の分が入っていないわけですね。これはこのままいくと、専用施設の場合は児童生徒の区分はなくて同じような形で徴収していたものを今回一般の利用者の半額という形で改定をするということでもいいですか、ほかの項目を設けているということはないわけでしょう。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

サン・あもりの体育施設につきましては、一応専用使用とありますけれども、専用使用はバレーボール 1 面の使用になっております。したがって、専用使用ということではなく、バレーボールのコート 1 面の利用に改定するというような意味で、今回専用使用というのを削って、バレーボール 1 本にしたということです。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11 時 50 分」

「再 開 午後 11 時 55 分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

改正前のほうで専用使用と一般使用に分けておりましたけれども、改正前の専用使用は事実上バレーボール 1 面のコートの利用と同じということでしたので、専用使用と一般使用の区分を廃止しまして、バレーボール 1 面は専用使用ということで、事実上、専用使用はバレーボール 1 面ということで統一しております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかに議案第91号についてございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

「休 憩 午前 1 1 時 5 9 分」

「再 開 午後 1 時 0 0 分」

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、次に議案第95号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第95号、隼人地区の共同利用施設の関係でありますけれども、まず利用人数と負担増の関係をお願いします。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

共同利用施設につきましては、3か所ございまして、まず今回議題の中に入っております。天降川共同利用施設、あとは直接指定をしております糸走地区の共同利用施設がありますが、こちらについては今回料金改定は致しておりません。それともう一つが日当山共同利用施設ですけれども、これにつきましては条例公民館の中で日当山地区公民館として料金改定を上げておりますので、今この条例の中での料金改定は天降川地区共同利用施設のみとなっております。その平成27年度の利用者数ですけれども、1万9,191人、収入額が103万4,590円、上げ幅は15万2,000円を見込んでいます。

○委員（宮内 博君）

ほかの共同利用施設は他の条例で対応ということで、天降川の分だけということでありまして、この天降川共同利用施設は利用しづらいという状況があるのですけれども、何せこの利用者が見込める日曜日が休みだということで、土曜日でもでしたかね、とにかく利用がしにくいということがあるのですが、その辺の説明をお願いします。

○生涯学習課長（西 潤一君）

委員おっしゃるとおり、日曜日が休館日ということで、条例の中で定めてあるわけでございます。つい先日、9月だったと思いますが、利用者の方々から敬老会で使いたいだけでも、日曜日にできないかという問い合わせがありました。結局条例の中で定めてあるということで説明をしながら、日程を変更していただき、金曜日に開催していただいた経緯がございます。そのようなことで、ほかの施設に比べて若干利用しにくいかとふうに認識はしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

逆に公民館などが月曜日が休館というところがあるので、月曜日は空いているという側面はあるのですけれども、利用者が土日に利用したいという方たちはやはりサークル活動などでは多いのかなというふうに思うわけです。先ほどあったように糸走と日当山は条例公民館ということに設定されておまして、様々な利用制限もあるというような状況もありますよね。そういう意味からすると、そういう社会教育法の適用で制限が掛かっていない施設ということになれば、天降川共同利用施設にしか共同利用施設の中にはないということになりますので、今回の改定に当たって、その辺の施設利用の不便なところを解消するとかというようなことはなかったのか、また今後については、どんなふうに考えているのか。

○生涯学習課長（西 潤一君）

おっしゃることもよく分かりますけれども、近隣の施設等を利用していただければということで、特に開館日等は考えていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

実際、ここは指定管理になっているわけで、指定管理を受ける側にしてみれば、少しでも収益を図るような取組があったほうがいいかなと思うのですけれども、一応担当課長のほうではそういうことの御見解ですけれども、部長はどのようにお考えですか。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の料金改定に合わせて、曜日の休館日との関係は議論しなかったところですが、今の

お話をきいておりますと、社会環境が変化をしてきて、そういう共同利用施設の需要も増えてきているのではないかと、合併効果といいますか、隼人、国分辺りにおきましては、公共施設が申し込んでも空いていないというようなことも聴きます。そういったことから申し込み状況とか、それから近隣の先ほど出ましたサン・あもりとか、そういう会議室のニーズの状況とか、そこら辺は研究して、曜日の検討をする段階には来ているのではないかと思います。

○委員（宮内 博君）

ここは例えば、味噌作りだとか、そういう作業もできる施設が整っているところでもあるわけです。利用者が多いときには本当にそういった活動をなさっているグループの方たちは相当苦勞されているという、そういうこともありますので、今、部長からありましたような形で、ぜひとも再度検討をお願いしておきたいとこれは要望しておきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに議案第95号について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第113号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

この隼人の農村環境改善センターについても基本使用料が19.4%の引き上げということになっているところですが、同じように年間の利用状況と今度の負担増をお示してください。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

隼人農村環境改善センターの平成27年度の利用実績でございますが、人数が4万6,722人、金額が減免額を入れて、実際に納付された額は152万2,764円でございます。増減比較でございますが、22万2,000円の増額を見込んでおります。

○委員（新橋 実君）

これを見ますと多目的ホールが時間ごとに区分がしてあるのですけれども、これは区分がまたがることはないのですか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

基本的にその時間内に済ませていただくようお願いしているところです。というのが次に入っている予約もあるかもしれませんので、可能な限りその時間で済ませていただくようにしていますが、そのあとに何も入っていない状況で、ちょっと長引いたとかという場合には、延長料金を頂いて延長をしていただいています。

○委員（新橋 実君）

延長というのは、9時から12時までが3,690円、12時から17時が6,150円ですよ。その延長については金額の高いほうの分で徴収するとういことですか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

現在の条例でいくと延長に関しては、1時間以内に限り認めるということで、料金については1時間単価100分の120の額を頂くということにしております。9時から12時であれば、その時間内の1時間単価の100分の120ということになります。

○委員（新橋 実君）

そうであっても1時間以内は無料だということですよ。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

もう一度御説明いたします。例えば9時から12時の使用で申請されて、これが13時まで延びた場合ですけれども、当然9時から12時まではその料金を頂いて、12時から13時の分については、9時から12時の1時間単価に直して、その100分の120を頂くということになりますので、割高で頂いています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時13分」

「再開 午後 1時17分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。会次第7、24件の自由討議に入ります。議案順に進めますので意見があれば御発言ください。それではまず議案第79号について意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時18分」

「再開 午後 1時20分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第79号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第80号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

新川防災センターについては、利用実績等をお尋ねしたところでありますけれども、実際に料金として収入をされた実績がないとの報告だったかというふうに思うんですけれども、こういう料金として実績がない部分についての改定ということについても今回一律になされているんですね。ほかのところでも同じような傾向があるんですけれども、使用された実績の人数としては、平成27年度1,513人ということで報告をされているのだけれども、収入としての実績はないということでありますけれども、にもかかわらず例えば、厨房施設については33%値上げをしていると。面積要件ほかとの均衡というのが一つの物差しになっているようなんですけれども、その辺は一律には考えて、処理をするということについては、私は大きな疑問を持っているところです。現地等を確認したときに新川防災センターはそんなに古い施設ではないですから、いいんですけれども、とても利用料を取れないというようなところも改定をしているというようなことがありますので、そのところは今回の利用料改定に当たって、やはり現状に照らした上で、一つ、個別具体的に利用実績と照らして、あるいは収入実績と照らして、やるべき施設の一つではなかったのかということをおし上げておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第81号について意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第81号は消費税率10%への引上げを前提にしたというものであって、實際上今回決めることになる法人税率の問題についても実施は実際それが決定してからというものになっているわけですよ。そこら辺で、一つはこういうことをこう先に決めることによって、消費税率の引上げを誘導するということにつながりはしないのかということをお懸念するんですけれども、そのことを指摘しておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第82号について意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第83号について意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第85号について意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

この議案第85号は公民館の施設利用料との改定が大きな柱であるわけですけれども、議論の中でも明らかになったように、平成27年度の利用人数の合計人数が24万6,799人ということで報告があったわけです。それで、市民の利用頻度がかかなり高い施設を今回こういう形で、引上げをするということでもあります。議論の中でも申し上げたんですけれども、本定例議会の冒頭にあった決算委員長等の報告等ではまちづくり計画等への執行率を参考にしながら、市民への活用をもっと基金等も活用して、図るべきという意見が出されたところです。実際、財政化健全化計画の1.8倍の基金を溜め込んでいるというような中で、一律にこういう改定をされているということについては、問題点を提起しておきたいというふうに思います。あとで討論でも言わしてもらいます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第86号について意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第87号について意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第87号は特にアマチュアスポーツ等に関わる人たちが利用する体育施設、運動場等の料金改定が主なものになっているんですけれども、実際1.5倍を超える料金の引き上げの改定がされているわけです。トータルの人数は、出ていないですけれども、ただ、体育館ごとの利用人数を見てみますと、それこそ数十万人の方たちが利用している、そういう施設だと思えます。実際に1.5倍を超える利用料金の引上げによって、これらのスポーツ活動等が抑制されるというようなことにつながりはしないかという懸念を持っているということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。ないようですので、次に、議案第88号について意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第89号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第90号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第91号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第92号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第95号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第96号について意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第96号が西郷公園の利用料改定でありますけれども、170円の和室の使用料を250円に47%値

上げをするというものですけれども、現地を見ますと、とても利用できる管理状況になっていないと。利用料も徴収できるような施設でないというようなことなんですよ。実際に利用実績等もお尋ねをしたところですけれども、ゼロということで報告をされていると。収入もゼロということですよ。それで、先ほども若干申し上げましたけれども、そういう施設等についてもただ面積要件とか、他の施設との均衡とかそういう物差しだけをあてはめて、本来徴収できないような施設まで値上げをするというようなことでありまして、もう少し現地を踏まえた上でそこら辺の提案を、今後あるであろう、このようなものの改定については、きっちりと、そのところが回答できるような形で提案をしてもらいたいということをお願いしておきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第99号について意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第99号は福山地区の多目的研修施設ということで、この議案も先の議案第96号の西郷公園のものと同じようなことが言えるというふうに思うんですけれども、実際その利用実績そのものがないということで報告がされているわけですよ。それで小会議室、大会議室については、体育館については314件の利用があったという報告であるわけですが、その小会議室、大会議室についても今回値上げをしているというように、西郷公園で指摘をしたようなことが言われる案件だということをお願いしておきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、次に、議案第112号について意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第113号について意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第117号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第118号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第128号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第129号について意見はございませんか。

○委員（岡村一二三君）

議案第129号について、自由討議をさせていただきますが、同じく議案第131号も同じようなことですので、この議案第129号、議案第131号については、霧島市は先般の決算でも多額の基金を積み立てております。その理由として、先々の大型事業等のためにというような説明もありました。それで、あとまちづくり委員会の要望が滞っているというような話もありました。そういった中で、財政が普通交付税もゆくゆく減額になるというような執行部の説明もなされております。そういった中で、やはり市長等と議会議員は市民のために、どのような財政をもって、どのような市民の要望を整えていくかということを考えてときに、やはり市長等と議会議員は自ら身を削った改革をするべきだというふうに考えております。そういったことで、こういった提案については、昨日の委員会でも申し上げましたが、南九州市も否決されておりますので、他の例に倣うわけではありませんが、私はこれについては、執行部はもう少し検討したほうがよかったのではないかとこのように思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第130号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第131号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案24件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時39分」

「再開 午後 1時40分」

△議案処理

△議案第79号、霧島市部設置条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第79号、霧島市部設置条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第79号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第80号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第80号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第80号は、新川防災センターの設置及び管理に関する条例でありますけれども、委員会での議論の中で、利用の実績そのものは報告をされているところであります。今回の改定は待機室については220円を200円に引き下げるというものでありますけれども、厨房施設については、33%、180円を240円に引き上げるというものです。これらの利用料負担の引き上げは、一定の要件を持って、類似施設との均衡を図る。あるいは面積ごとの区分を設けた。そして、受益者負担の適正化を図るという、そういう一定の基準の下に算定がされたようであります。ただ、実際に市民の方たちが、この利用する施設の利用料の引き上げというのは、様々な市民の皆様方の多様な語り合いの場、学習の場、そして活動の場である身近な施設の利用負担を強化するというところに当然つながってくる話であります。霧島市は平成27年度の決算でも、計画よりも1.8倍の基金を蓄えているということが

明らかになっているわけでありまして、どういう形で、市民に還元をしていくのかということと考えるときに、これらの施設利用料の引上げというのにはそぐわないということを申し上げて反対の討論とします。

○委員長（前島広紀君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第80号について、原案のとおり可決すべきことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第81号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第81号、霧島市税条例等の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第81号は税条例の一部改定であります。本条例の中で、私が反対をするのは、本条例が委員会審議の中でも明らかになりましたように、消費税10%への引き上げを前提とした法人市民税率の引下げ等が盛り込まれている点についてであります。委員会の審査によりまして、実際に法人税引下げが行われるのは、消費税引き上げが実施をされてからという報告であります。安倍政権は国民には消費税引き上げを押しつける一方で、大企業には法人税を連続して引き下げてきた実績があります。2000年当時、30%だった法人税の基本税率は、2015年度、23.4%に引き下げられているところです。更に23.2%まで引き下げられようとしております。同時に大企業に対する研究開発減税などの結果、消費税が導入されて、昨年までの27年間に国民が支払った消費税の総額は304兆円、国民一人当たり240万円に上るとの試算がされております。そのうち87%に当たる、263兆円が大企業の法人3税の減税の穴埋めに当てられていると、消費税を無くす全国の会では指摘をしているところです。消費税増税は購買力の低下と物価の引き上げによる貧困の格差と拡大を招いております。中小業者の廃業や倒産の危機にもつながっております。そのような観点から消費税引き上げを前提とした今回の条例改定では景気回復を図ることはできないということを指摘しまして、本条例に対する討論としておきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第81号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第82号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第82号、霧島市都市計画税条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第82号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第83号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第83号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第85号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第85号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第85号は公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改定ということであります。議論の中でも明らかになりましたように、当公民館の施設利用は年間24万6,799人という報告でありました。市民の多くの皆さんが、これらの公民館を活用して、様々な学習活動、そして生きがいつくりの活動を行っているわけです。今回の使用料の引き上げに対しては、3年に1回の見直しであること。施設利用の公平性から見直しを行ったこと。類似施設の均衡を図るための見直しであったこと。財政が厳しいという状況の中での見直しであること等が説明がされてきたところでありますけれども、この負担増によりまして、全体で今回の32件の利用料改定の市民負担が1,870万円の負担増になるという報告がされているところであります。先ほど自由討議の中でも申し上げましたけれども、本市には財政調整基金など、活用できる3基金の総額が160億円以上に上っている状況下にございます。財政健全化計画で示された当初予算費に1.8倍の基金が蓄えられている事実がある中での今回の引き上げには同意できない。これらの一部をやはり市民に、値上げをするのではなくて、市民に還元をすべきだということをお願いしておきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。採決します。議案第85号について、原案のとおり

可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第86号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第86号、霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第86号、いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例でありますけれども、平成27年の利用実績が10万6,941人との報告でありました。今回、例えば工作室の利用料金でありますけれども、33%の引上げが提案をされております。トレーニングルームにつきましても18%の引上げということで、先ほど申し上げましたように、これらの引き上げは財政状況が予想よりも上回って、基金が積み立てられている状況から考えますと、値上げをすべきでないということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第86号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第87号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第87号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第87号は、市営体育館施設の設置及び管理に関する条例ということであります。まず、今回の引き上げの率について、例えば、アマチュアスポーツに関する使用の場合に57%の引き上げが行われている計画が示されているところです。これらの体育施設は、地区ごとに利用者数が明らかになったところでありましてけれども、数十万人の市民の方が、これらの体育施設を利用しているという状況にあります。先ほど公民館の利用についての討論の中でも申し上げましたけれども、多額の基金がある中で、こういう引き上げによって、更なる負担増を招くということについては同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第87号について、原案のとおり可決することに賛成

の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第88号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第88号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

市営プールの管理に関する条例でありますけれども、特にこの本条例の大きな問題の一つは、65歳以上の方の御利用が可能になっております。いわゆる高齢者の生きがい、福祉的な施策として進められてきたふれあい温泉センターの利用料金が110円から210円に90%引き上げるになるということが提案をされているというところについて指摘をしておきたいと、福祉政策の大きな後退だということを指摘しておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。これで討論を終わります。採決します。議案第88号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第89号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第89号、霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

児童体育館の関係の条例改定でありますけれども、年間1万7,000人余りが利用している施設を15.8%利用料を上げるといふものです。これまで指摘をしてきました各種施設の利用料負担の引き上げと同じ判断基準で今回引上げがなされようとしているものでありまして、これらの引き上げには同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第89号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第90号 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第90号、霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回提案されておりますB&G海洋センターの関係条例でありますけれども、施設利用料の引き上げが最も大きな改定を提案されているものであります。入場料を徴収しないアマチュアスポーツに使用する場合の施設利用料が、一般の場合で190円が440円に、児童生徒などの場合に100円が220円と2.2倍から3倍の大幅な引き上げを行うというものでありまして、これらも各種使用料の一つの基準に当てはめて今回の改定が行われるものでありますけれども、この間申し上げてきたきましたようなことを理由に致しまして、同時に大幅な引き上げであるということを指摘しておきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで討論を終わります。採決します。議案第90号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第91号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第91号、サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第91号のサン・あもりの関係についての条例の改定でありますけれども、今回の改定条例の中で、唯一引き下げが提案をされている条例になっております。委員会審査の中でも7万8,470人が利用をしている実績があること。今回の改定によって9万5,000円の減収の見込みになるということでありまして、本案には賛成であります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。議案第91号については、原案のとおり可決するべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

△ 議案第92号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第92号、霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての

討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回は反対討論です。福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例でありますけれども、15.8%の引上げが提案されています。使用料金の改定の一連の基準に沿って値上げが提案をされている状況です。委員会の質疑の中でも福山地区に居住の方たちがほとんど利用しているということで、そのほとんどの対象が減免を活用しているということの報告でありました。それらの施設についても一律に引き上げをするという提案がなされている点について指摘をしておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終わります。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第95号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第95号、霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の共同利用施設の設置及び管理に関する条例につきましては、隼人地区にある三共同利用施設のうち他の条例で対応している日当山地区共同利用施設、糸走地区共同利用施設以外の天降川共同利用施設に関する条例の改定であるということでもありますけれども、天降川共同利用施設につきましては、土曜日、日曜日が休館という形で運営をされて、民間委託が行われている施設であります。市民の利便性からすると大変使い勝手の悪い施設であるわけで、このことについては今後検討するというのも委員会でも議論がなされたところで部長の答弁もなされたところであります。今回の引上げはこれまでの議論をしてまいりました他の施設の使用料の引上げ、受益者負担の適正化や類似施設の均衡等を図るという一定の基準によって行われているものでありますので、これまで申し上げてきたような理由で反対をいたします。同時に天降川共同利用施設については、市民の利用の利便性を図るそういう取組を求めておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終わります。議案第95号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第96号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第96号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

西郷公園の設置及び管理に関する条例でありますけれど、今回、委員会の議論の中で年間の利用実績が0ということで報告をされております。西郷公園そのものの利用実績については、平成27年度には21,574人という報告がなされているわけでありますが、同じ施設内にあるこの和室の利用については、全くないということでもあります。現場の調査を致しますと施設そのものが料金を徴収して利用できるような施設ではないという現状が明らかになっております。施設も行われてなく、管理体制も極めて不十分という中で、市が定めた受益者負担の適正化、類似施設との均衡という一つの基準だけで利用を可能な施設についても、こういう形で47%も利用料金を引き上げようということを示されているわけです。実際に西郷公園そのものは無料で開放されているわけでありますので、こういう状況から考えると利用料金を徴収すべきでない施設だということを指摘をしておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者2名、起立少数と認めます。したがって、議案第96号は、否決すべきものと決定しました。

△ 議案第99号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第99号、霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

福山中央地区多目的研修施設の料金の改定に伴う条例の改定でありますけれども、研修施設の会議室の利用料金を130円から150円に引き上げるということを示されているところでありますけれども、体育館については利用実績が紹介をされたところでありますが小会議室、大会議室については利用実績そのものが合併以来ないという報告であります。この施設につきましてもやはり、公共施設の管理の在り方が問われるそういう施設であるということを指摘して、今回の引き上げの対象にすべきでなかったということも申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終わります。採決します。議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第112号、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

したがって、議案第112号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第113号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第113号、霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の改定でありますけれども、本施設の使用実績は4万6,722人が平成27年度利用をしているとの報告であります。その施設について19.4%の引上げの提案がなされているところでありますけれども、これまで申上げてきた各種施設の使用料の引上げの一環ということでありまして、同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第113号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第113号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第117号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第117号、霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員（宮内 博君）

議案第117号は春山緑地公園の設置及び管理に関する条例でありますけれども、この施設利用料について他の公共施設の利用料引き上げの一環として行われているわけあります。同時に例えば、このソフトボールの施設利用料、多目的グラウンドでありますけれども、130円が210円に61.5%の引上げが行われているわけです。平成27年度2万5,272人の方がこの施設を利用しているということであり

ますけれども、そういう方たちの負担が伴う改定であるということを申し上げて指摘をしておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第117号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第117号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第118号 霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

次に、議案第118号、霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第118号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第118号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第128号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第128号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第128号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第128号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第129号 霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第129号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第129号、霧島市長等の給与に関する条例等の一部の改定について、討論を行います。本条例は議案第130号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第131号、市議会議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての議案と同時に提出をされたもので追加議案として提出されたものであります。人事院が8月に行いました勧告に基づく職員給与改定は当然の措置であるというふうに思います。私は反対をするのは、霧島市長等の給与改定の関係でありますけれども、委員会の議論でも明らかになりましたように市長や議員報酬引上げは人事院勧告に基づく法的な根拠がないこと、市長の政治判断によって決定するものであるとの確認は、本年の3月議会での当委員会でもなされ議論をしてきたところであります。今回、霧島市は本議会に市民の健康づくりや生きがいづくり、学習の機会として活用される公共施設の使用料改定に係る条例改定議案32件を提案しております。この使用料見直しによって市民負担は1,870万円増えることが本議会でも明らかにされているところです。このような中で今回の報酬引上げは市民の理解を得られないということを指摘して本条例の反対討論といたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第129号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第129号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第130号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

次に、議案第130号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第130号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第130号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第131号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次に、議案第131号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第131号、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論をいたします。委員会の議論でも明らかになりました。先ほども市長の報酬引き上げのところでも申し上げたところでありますけれども、市長や議員の報酬引上げは人事院勧告に基づく法的な根拠がないということ、市長の政治判断によって決定をするものであるということは、すでに確認済みであります。今回、霧島市は本議会に市民の健康づくり、生きがいづくり、学習の機会として活用される公共料施設の使用料金改定に関わる条例改定を提案して、市民負担はその結果1,870万円増えることが明らかにされている中にあります。第一にこのような中で報酬引き上げは、市民の理解を

得られるものでないということを指摘したいと思います。第二に市議会議員の報酬は三年前に月額5万円の引上げがなされ市民の大きな批判を受けた経過があるということを指摘して、本条例への反対討論といたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第131号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前島広紀君）

議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目の御意見はありませんか。

○委員（宮内博君）

閉会中ですよ、

〔「はい」と言う声あり〕

当委員会の所管であります、教育関係の案件でありますけれど、学校給食センターの調理部門の民間委託が計画をされているわけです。それで執行部は県内の多くでこれらの調理部門の民間委託が行われているという報告をしているところでありますけれど、当委員会としても5月に群馬県高崎市で研修視察した経過があるわけです。それで調理部門の民営化の関係については県内でも先行事例が多くあるという報告でありますので、委員会の調査の一環として、それらの施設の調査ができればなというふうに提案をしたいと思います。

○副委員長（平原志保君）

議員と語りかいても出ておりましたけど、教育関連のほうで登下校の交通安全について、今回一般質問でも出ておりましたが、霧島管内での交通事故がかなり多く、また、不審者が毎日のように出ておまして、その犯罪が良くない方向にきております。子供たちの安全をということで、交通関係そして、不審者関係の対策を今、PTAや学校任せのところが多いのですが霧島市として根本的に手を入れなければならない時期に来てしまっているのではないかと思いますので、議員と語りかいのほうからも要望が出ていましたし、一般質問でも出ておりましたのでぜひお願いします。

○委員長（前島広紀君）

今、二つ意見が出ていますけれども。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時33分」

「再開 午後2時34分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。総務文教常任会としての調査項目は、学校給食センターの民間委託に関する調査、登下校の安全に関する調査ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。

△ その他

○委員長（前島広紀君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

ないようですので、以上で本日の総務文教常任会を閉会いたします。

「散会 午後 2時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀